

【新設】(恒久的施設の閉鎖に伴う資産に係る時価の意義)

20-5-32 法第142条の8第1項《恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益》に規定する「恒久的施設閉鎖事業年度(……)終了の時に恒久的施設に帰せられる資産」の価額を算定する場合には、12の3-2-1《連結納税の開始等に伴う時価評価資産に係る時価の意義》の取扱いを準用する。

【解説】

- 1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準の一つとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が規定された(法141-イ)。

この恒久的施設帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除した金額とされ、その具体的な計算については、別段の定めがあるものを除き、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定(一部の規定を除く。)に準じて計算することとされている(法142①②)。

- 2 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する別段の定めの一つとして、恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなった場合(恒久的施設の他の者への譲渡等一定の場合を除く。)には、恒久的施設閉鎖事業年度終了の時にその恒久的施設に帰せられる資産(売買目的有価証券等一定の資産を除く。以下同じ。)の評価益又は評価損は、その恒久的施設閉鎖事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされている(法142の8①)。

この場合の評価益とは、その資産の恒久的施設閉鎖事業年度終了の時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額とされ、この場合の評価損とは、その資産の恒久的施設閉鎖事業年度終了の時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額とされている。

したがって、この評価益又はこの評価損を算定するためには、その資産の恒久的施設閉鎖事業年度終了の時の価額を算定する必要がある。

- 3 本通達では、この価額の算定方法として、法人税基本通達12の3-2-1《連結納税の開始等に伴う時価評価資産に係る時価の意義》の取扱いを準用することを明らかにしている。

すなわち、その資産の価額は、その資産がその状態で使用収益されるものと仮定した場合の通常付される譲渡価額によるのであるが、同通達に掲げる一定の資産については、同通達に掲げる方法その他合理的な方法によりその資産の価額を算定しているときは、課税上弊害がない限り、これを認めるということである。